

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人安中市社会福祉協議会
【居宅介護支援事業・訪問介護事業・居宅介護事業】
安中市社会福祉協議会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 指定基準（介護保険・障害福祉サービス等）身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束に向けての基本指針

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。当事業所では、身体拘束に関し、次の方針を定め常に事業所内に周知徹底し、身体拘束廃止を目指します。

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、全職員一丸となり個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討をします。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3. 身体拘束その他の行動制限について

緊急・やむを得ない場合の例外三原則を満たしていると判断した場合は、遅滞することなく管理者は職員に対して次の内容を指示します。

- ① 利用者や家族に対し、身体拘束に関する詳細な説明を行います。(身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法等)
- ② 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。
- ③ 身体拘束その他行動制限が行われている場合は、解除することを目標に会議において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察を行い継続的に検討を行います。

4. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けての身体拘束廃止委員会を設置します。

(2) 委員会は、年に2回以上開催し、身体拘束等の適正化のための対策を検討します。検討した結果を職員に周知します。

(3) 委員会の構成員

- ① 局長、総務支援課長、地域福祉課長、松井田支所 支所長より一名以上
- ② 居宅介護支援事業 管理者
- ③ 訪問介護事業 管理者
- ④ 権利擁護担当職員
- ⑤ その他必要と認める者

(3) 身体拘束等の適正化のための職員研修

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう介護事業所内に備え置くとともに、法人のホームページに掲載します。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和7年4月1日より施行する。

この指針は令和8年4月1日より施行する。